

環保第 182 号
栃木県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場に係る「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年栃木県条例第 6 号）」における排水基準を見直すに当たり、同法第 21 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

また、「栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成 16 年栃木県条例第 40 号）」第 2 条第 1 項第 7 号に規定する特定施設（汚水に係るもの）を設置する工場又は事業場に係る同条例第 5 条の規定に基づく排水基準を見直すに当たり、同条例第 67 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 5（2023）年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

諮 問 理 由 書

本県では、公共用水域における水質の汚濁の防止を図るため、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（以下「上乗せ条例」という。）」により、同法第3条第1項の規定に基づく排水基準にかえて適用すべき排水基準を定め、工場及び事業場の排水規制を行っています。

また、「栃木県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）」に規定する特定施設（汚水に係るもの）を設置している工場又は事業場に対しては、同条例第5条の規定に基づき規制基準（排水基準）を定めています。

これまで、上乗せ条例及び生活環境保全条例における排水基準のうち、ふん便汚染に係る基準は、「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）」と同じ「大腸菌群数」を規定していました。

こうした中で、国は、令和4年4月に、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示59号）」における公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、ふん便汚染に係る基準を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に見直し、令和5年2月には、「令和4年度 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会」において、省令に規定する基準を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に見直す「大腸菌群数に係る排水基準の見直し（案）」を公表しました。

こうした状況を踏まえ、上乗せ条例及び生活環境保全条例における排水基準のうち、ふん便汚染に係る基準を見直すに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

工場又は事業場に係る排水基準の見直しについて

1 現行の本県におけるふん便汚染に係る排水基準

- 条例等において、水質汚濁防止法（水濁法）と同じ大腸菌群数をふん便汚染に係る排水基準（項目及び基準値）として規定

法令等	排水基準を定める省令 (水質汚濁防止法に係る排水基準を規定)	水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 (上乗せ条例)	栃木県生活環境保全等に関する条例(生活環境保全条例) 施行規則
規制対象事業場	排水量が 50m ³ /日以上である特定事業場	排水量が 30m ³ /日(畜房施設は 15m ³ /日)以上である特定事業場	排水量が 30m ³ /日以上である特定工場等(横出し施設)
項目基準値	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	大腸菌群数 3,000 個/cm ³	大腸菌群数 3,000 個/cm ³

2 見直しの検討の背景

- 国が、令和6年4月頃の施行に向けて、排水基準を定める省令を改正する予定

項目 大腸菌群数 → 大腸菌数

基準値 3,000 個/cm³ 800 CFU/ml ※CFU:細菌が形成するコロニー(集落)の数

※基準値については、現行の大腸菌群数の基準値に相当する大腸菌数を設定することを基本(規制レベルに変更は無し)とし、国が引き続き検討中

【改正趣旨】大腸菌の簡便な培養技術の確立に伴い、よりの確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数に見直すもの(公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は令和4年4月に見直し済み)

3 審議の内容

- 条例等におけるふん便汚染に係る排水基準について、排水基準を定める省令の改正内容に合わせて見直しを行う。

4 スケジュール(予定)

日程	審議会	備考
令和5(2023)年8月	環境審議会【諮問】	議会上程(上乗せ条例) 議決 改正条例施行 ※施行時期については、省令の施行時期を踏まえて検討する。
8~9月	水質部会【審議】	
10月	環境審議会【答申】	
令和6(2024)年2月		
3月		
4月		

※生活環境保全条例施行規則については、上乗せ条例の改正手続と並行して進める。